

## 非農地証明願の添付書類一覧

必要書類	部数	内 容	確認欄
願出書	1	願出書の用紙は農業委員会事務局にあります。	
届出地の登記事項証明書 (全部事項)	1	申請地全ての <u>土地登記事項証明書</u> (全部事項証明に限る、法務局交付後3ヶ月以内のもの、原本1部)	
字限図	1	法務局所管の <u>字限図</u> (写し可、3ヶ月以内のもの) *隣接地の隣接地全てに所有者名、地目、耕作者を記載して下さい。	
(合成図)	(1)	*隣接地が別葉の公図となっている場合はその公図を添付するとともに合成図を作成して下さい。 *公図上に国有里道・水路が介在する場合は里道は赤、水路は青色を着色して下さい。	
見取図	1	申請地付近の <u>見取図</u> (住宅地図に位置を表示) A4サイズ	
農振法の区域外証明	1	農振法に基づく <u>農用地区域外証明書</u> (原本1部) 農業振興課	
現況写真	1	願出地の <u>現況写真</u> *申請地の範囲が分かる様、木杭等で境界を明示した上で、複数枚撮影して下さい。	
空中写真	1	<u>20年以上前の空中写真</u> *空中写真は、 <u>国土地理院が撮影した証明付</u> のものであること。撮影時期は、非農地判定の要件の1つである20年以上前から農地でないことが分かるものであること。 (ただし、農振農用地の場合は、昭和49年11月以前のもの、詳しくは農村再生課へ)	
住民票抄本	1	願出人が市外在住または、住所・氏名が登記簿と異なる場合は、住民票抄本(個人写し) (交付後3ヶ月以内のもの、原本1部、市民課) *なお、相続登記未了の場合で相続人全員で共同申請する場合は被相続人の除籍謄本(原本1部、写し1部)、特定人が単独で申請する場合は遺産分割協議書(写し2部)または相続放棄同意書(写し2部)	
お尋ね書	1	*各項目について事前に確認をお願いします。 *提出前に必ず <u>地区担当の農地利用最適化推進委員に現地の説明</u> をお願いします。(申請地及び非農地となった理由等・・・面談もしくは電話で)	
その他参考書類	1	必要に応じ、書類・図面等の追加の提出を求める場合があります。	

◎受付締切日 毎月5日(土日曜日等の閉庁日の場合は前日)

※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。 ※複写した書類・図面には原本証明をしてください。

※境界は測量の実施や根拠資料を求めるものではありませんが、隣接所有者と協議のうえ、決めてください。

※申請後、現地調査を行います。定例総会午前中は立ち合いを求めます。申請地が農振農用地の場合は、定例総会日

前にも現地調査立ち合いを求めることがあります。

(三田市農業委員会)